

意向により、田沼の主導による一連の蝦夷地調査は一旦途絶する。定信の考えは、田沼とは反対に蝦夷地を不毛の地にしておくことこそが対口関係上安泰である<sup>13)</sup>というものであった。

しかし、この方針は1789年(寛政1年)5月に飛騨屋久兵衛請負のクナシリ場所およびキイタツ場所メナシ(目梨)地方のアイヌたちが、運上屋・番屋の飛騨屋雇人を襲い、支配人・通詞・番人・船頭・水夫合わせて70人、および松前藩上乘役足軽1人を殺害した「蝦夷騒動」<sup>14)</sup>の発生により、あらためて討議されることとなる。松前藩委任ならびに蝦夷地非開発の立場をとる定信の方針に対して、老中格の本多忠籌(1739-1812)が示した構想は、松前藩転封および幕府役人の蝦夷地派遣による開発というものであり、双方の議論を経たうえで定信の方針が継続化されることとなる。ただし、忠籌の意見が完全に黙殺されたわけではなく、幕府は1791-92年(寛政3-4年)に田沼期の調査に加わった普請役最上徳内らを再び蝦夷地に派遣し<sup>15)</sup>、ウルップ島などの見分や「御救交易」<sup>16)</sup>をアツケシ・ソウヤ(宗谷)などで実施させている。

その後、1792年(寛政4年)9月3日に、ロシア使節アダム・ラックスマン(Laksman, Adam Kirilovich (1766-1803?))が根室に来航し、国交を要求する出来事が発生する。「蝦夷騒動」とこの事件は複合的な問題として定信政権の解決課題に位置することとなった。その対応策として起草されたのが、同年12月14日に建議として起草された「蝦夷御取締建議」である。その内容は、蝦夷地の松前委任を原則に、3年ないし5年に一度の「御救交易」の実施、クナシリ・ラッコ島(ウルップ島)辺の不時見分といった、先に触れた対策も含んでいるが、北国郡代(ないし奉行)の設置を最大の目標としていた<sup>17)</sup>。結局のところ、この計

12) 松平定信の老中在任期間は1787年(天明7年)6月19日から1793年(寛政5年)7月23日までである。

13) 菊池(1984)前掲書、18ページ。なお、松平定信は、蝦夷地の開拓がロシアを招きよせる結果になると警告した儒者中井履軒の説に影響されて、この地を日露間の荒蕪地として残すことを望んだ(秋月(1992)前掲論文、123-124ページ)と指摘されている。

14) 菊池(1995)前掲論文、228ページ。クナシリの「蝦夷騒動」は、場所請負商人飛騨屋久兵衛による不等価交換・酷使労働の強制に原因していた(同(1984)前掲書、118ページ)と指摘されている。

15) 浅倉有子氏は「俊蔵(筆者注：青嶋俊蔵)に連座して入牢した徳内が、出牢後まもなく普請役に任命され、蝦夷地の調査と「御救交易」の担当者となったのは、徳内の情報収集能力に期待した忠籌の強い後押しがあった所為と考えられよう」(浅倉、前掲書、64ページ)と指摘している。

16) 「御救交易」とは、田沼期の「御試交易」に類似した方策であるが、「利欲」は考えず、従来のアイヌ交易のしきたりを適用し、手当支給などの弱者救済を旨とする(菊池(1995)前掲論文、230-231ページ)手法である。

17) 菊池(1995)前掲論文、232ページ。なお、北国郡代構想は、盛岡・弘前両藩から3,000石ないし4,000石ずつを収公し、青森もしくは三馬屋に郡代を置き、この郡代に松前へ乗り来る船の改め、

画は1793年(寛政5年)7月23日の定信の老中退任により途絶し、対応策は老中松平信明(1760-1817)や老中格本多忠籌により構成される「寛政の遺老」政権<sup>18)</sup>により模索されることとなる。

その後、1796年(寛政8年)のプロートン(Broughton, William (1762-1821))指揮下によるイギリス船のアブタ(虻田)およびエトモ(室蘭)来航を経て、松前御用掛の設置や見分役人の派遣が行われ、さらに、1798年(同10年)には、180余名の調査隊派遣により蝦夷地経営についての分析が図られることとなる。近藤重蔵(1771-1829)や最上徳内らがエトロフ島(択捉島)へと渡り、北西岸のタンネモイ(丹根萌)に「大日本恵土呂府」の標柱を建てたのはこの時である<sup>19)</sup>。

これらの経緯に基づきながら、1799年(寛政11年)には東蝦夷地の仮上知、続いて1802年(享和2年)には東蝦夷地の永上知、さらに、1807年(文化4年)には蝦夷地一円上知、その後の1821年(文政4年)には全蝦夷地の松前藩還付<sup>20)</sup>という一連の流れが展開される。その過程は、藤田覚氏による「寛政改革期には松前委任・非開発策がとられて直轄・開発策とその亜種は圧伏されたが、政策としては役人に継承され、ふたたび1799年(寛政11年)から具体的な政策として実行に移された」<sup>21)</sup>という総括的見解に集約化される。

以上の編年的な流れは、蝦夷地を含む北方への関心の高まりがそれと呼応すべく現実的な対応手段の模索化を時代的趨勢としてうながし、多様な人々の多彩なアイデアの生成を喚起することとなった。それは本多利明においても同様であり、数多くの北方に関連した業績が残された時期を編年的に回顧すれば、こうした思想的潮流と軌を同一としていることは明白である。次章以降、その点を証すべく検討を加えながら、本論文において設定した命題に対する解答を順次に提示してゆきたい。

および長崎向け俵物の集荷・回漕を担当させるというものである(同論文、232ページ)。

18) 「寛政の遺老」とは松平信明・本多忠籌(老中格)・戸田氏教・太田資愛などの老中や老中格を指すが、忠籌は1798年(寛政10年)に職を辞しており、1801年(享和1年)段階で老中職にあったのは松平信明・戸田氏教・太田資愛である。定信辞職時の將軍徳川家斉はまだ若年であり、幕政の実質の担い手として松平定信の政治方針を継続する形で後継政権が確立された。なお、「寛政の遺老」の政治運営に関して考察を加えたものとして、高澤憲治氏の見解(高澤憲治(1995)「寛政九年老中松平信明の勝手掛専管—いわゆる“寛政の遺老”と將軍家斉—」大石慎三郎編『近世日本の文化と社会』雄山閣、178-211ページ)がある。なお、同氏により松平定信の生涯や政治的役割を体系的に纏めた良書(同(2012)『松平定信』吉川弘文館)が刊行されたことを補記しておきたい。

19) 秋月(1992)、前掲論文、124ページ。

20) 藤田覚(2005)『近世後期政治史と対外関係』吉川弘文館、159ページ。なお、仮上知の期間は、当初七年間として命じられた。

21) 藤田覚(2001)「寛政改革と蝦夷地政策」藤田覚編『幕藩制改革の展開』山川出版社、135ページ。

### 3. 本多利明の北方関連著述についての概観

前章で紹介したように、徳川時代後期は蝦夷地を含む北方の領域に対して様々な関心が認められる時期であり、本論文で分析対象とする本多利明についてもそれは同様である。それを証すべく作成したものが、[表 3-1 本多利明の北方関連著述一覧]である。本章ではこれに基づきながら、利明の北方に対する関心について、どのような特徴的傾向があるのか、または、そこからどのような分析視角を設定しうるのか、という点について筆者の見解を提示したい。

その場合、まずは、[表 3-1 本多利明の北方関連著述一覧]（以下、[表 3-1]と略記する）そのものについての解説から始めなければならない。[表 3-1]は、一見してわかる通り、利明の北方に対する関心を示唆した成果を網羅した編年的<sup>22)</sup>な一覧である。これを概観すれば、ある程度の思想的特徴の把握や、あらためて分析すべき問題点の抽出が期待されることとなる。

この推定に基づきながら、筆者の本多利明に対する問題関心が、経済政策論と北方情報の関わりに置かれていることを考慮すれば、[表 3-1]は単なる編年的な業績一覧ではなく、利明の思想に対する類別的な理解の手助けとなる見取り図としての役割を担うこととなる。こうした考えに則れば、[表 3-1]の中身は、

A 類：経済政策論の嚆矢『自然治道之弁』以前に成立した本多利明の業績

B 類：経済政策論の嚆矢『自然治道之弁』以降に成立した本多利明の業績

C 類：本多利明と北方の関係性に触れた他者の業績

D 類：本多利明と北方の関係性に触れた政治機構側の記録

補：本多利明の主観的見解が不明瞭な北方関連の業績

というように、細分化されるべきである。

この[表 3-1]における A 類～D 類の区分ならびに“補”について詳述すれば、A 類は体系的な経済理論を提起する前段階の時期に発信された利明の業績で構成されており、天明期（1781-1788）に成立した A-1『大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿』から寛政期（1789-1800）の A-6『外郎異談』までの以上 6 点の資料に利明の主観的見解が示されている。なお、補 1～補 5 は、成立時期が A 類に属すものの、補 1・補 3・補 5 のように最上徳内の

---

22) 明確な成立年月を取引しえない D-1 および“補 7”・“補 8”が配置された位置については本文中において解説する。

表 3-1 本多利明の北方関連著述一覧

類別	『書名』	成立年	備考
A-1	『大日本国の属嶋北蝦夷の風土艸稿』	1786. 1	1788.1 成立説あり
補 1	『赤蝦夷風説考』	1786	最上徳内著・本多利明訂
補 2	『天明六丙午蝦夷地見聞記』	1788. 1	
A-2	『本多氏策論 蝦夷拾遺』	1789. 11	
補 3	『古蝦夷図』	1790	最上徳内作図・本多利明附記
A-3	『蝦夷国風俗人情之沙汰』	1791. 1	最上徳内著・本多利明序文
A-4	『蝦夷土地開発愚存之大概』	1791. 1	
A-5	『蝦夷開発に関する上書』	1791. 10	1792.7 成立の同書あり
補 4	『内存書』	1792	C-1文中に紹介あり
A-6	『外郎異談』	1794. 11	人見璣邑問・本多利明答・朝比奈厚生校
補 5	『北辺禁秘録』	1795. 1	最上徳内述・本多利明校訂
B-1	『自然治道之弁』	1795. 1	
補 6	『日本蝦夷満州朝鮮図』	1795	本多利明附記
B-2	『西域物語』	1798. 8	
B-3	『経世秘策』	1798. 10	
B-4	『蝦夷道知辺』	1801. 1	
B-5	『交易論』	1801. 7	
B-6	『長器論』	1801. 8	
B-7	『経済放言』	1801. 8-	1801.8 以降の成立
B-8	『海国の根を固くするの策』	1807. 6	
C-1	『独座謹記』	1807. 11	朝比奈厚生著
C-2	『日本開国志』	1809. 1	朝比奈厚生著
補 7	『四大急務に関する上書』	不詳	第三者の筆写による
補 8	『蝦夷豊饒策』	不詳	第三者の筆写による
D-1	『蝦夷地一件』	天明期	徳川幕府による調査記録
D-2	『編修地誌備用典籍解題』	1820	徳川幕府による編纂事業
D-3	『古事類苑』	1926	明治政府による編纂事業

(出所) 阿部真琴研究<sup>23)</sup>・本庄栄治郎研究<sup>24)</sup>・塚谷晃弘研究<sup>25)</sup>および筆者の調査<sup>26)</sup>により作成。

23) 阿部真琴(1955)「本多利明の伝記的研究(2)」大阪歴史学会(『ヒストリア』第12号), 89-91ページならびに同(1955)「同(3)」(『同』第13号), 111-112ページをそれぞれ参照した。

24) 本庄栄治郎(1966)「本多利明の研究」『日本経済思想史研究(下)』日本評論社, 106-115ページを参照した。

25) 塚谷晃弘(1970)「解説 本多利明」塚谷晃弘・蔵並省自校注『日本思想大系44 本多利明 海保青陵』岩波書店, 449-451ページを参照した。

著述に利明が訂正を施したものや、補2や補4のように内容そのもの自体が不明瞭なもの、など利明の見解の提示を主旨とはしていないものである。ただし、一見、補1・補3・補5と同様に考えられるA-3については、最上徳内を著者としながらも、利明による長文の序文が添付され、さらに独自の見解が記されているところから、“補”としての扱いにはならないと判断すべきである。

続いて、B類はB-1の『自然治道之弁』以降に著された利明の業績であり、A類の補1などと同様に利明の若干のコメントが附記されている補6以外は、すべて経済政策論の提起を主旨とした著述である。『自然治道之弁』以外のものとして、本論文の“はじめに”で紹介した『西域物語』・『経世秘策』・『交易論』・『経済放言』など、いわゆる利明の主著とみなされているものが含まれており、経済政策の提言化に主眼を置いた著述が『自然治道之弁』成立時以降に発信され続けていることがわかる。ここで忘れてならないのは、[表3-1]が“北方関連著述”という括りでもって作成されている点である。B類に含まれる各著述は、たしかに経済政策論の提起を主な内容としてはいるが、北方に関する情報を念頭に置いたものや、あるいは北方開発に関する主張に力点を置いたものなど、そのすべてにおいて北方との関連性が認められる。したがって、B類は単に本多利明の経済政策論の体系的理解に資する著述であるだけでなく、北方に対する関心が内包された著述、としての理解も不可欠であり、『自然治道之弁』の成立時をA類とB類の分岐点に位置させてみれば、筆者のこの指摘が妥当であることが証される。

さらに、C類ならびにD類については、双方ともに利明自身の主体的な著述活動ではないという共通項がある。これは、利明以外の他者の手を経て成立した著述、という表現に換言できるだろう。ただし、C類とD類にもそれぞれの特徴があり、前者は朝比奈厚生(1747-1828)などの個人の手により著されたもの、後者は徳川幕府あるいは明治政府など公の機関の編纂事業による記録である。このような類別化は、個人の独自の見解が挿入されたC類に比すれば、D類は個人的見解の主張が制約化された公式の調査記録である、といった資料的性質の相違に基づいており、本来ならば成立年代からA類に属すべきD-1をあえてD類に配置したのは、そこに理由がある。なお、C類における補7・補8は成立年や執筆者が不明であるだけでなく、利明の著述を第三者がなんらかの経路で入手し、それを断片的に、あるいは総括的に纏めなおしたとみなすべき資料であることから、C類の“補”として配置するのが適宜であるという判断となる。

---

26) 国立国会図書館・国立公文書館・北海道立文書館・函館市中央図書館・刈谷市中央図書館村上文庫・北海道大学附属図書館・東北大学附属図書館狩野文庫・東京大学総合図書館南葵文庫・早稲田大学図書館を対象とした所蔵調査を行った。